

## 年次有給休暇の計画的付与に関する協定

株式会社                      と株式会社                      労働組合とは、就業規則第 条に定める年次有給休暇の計画的付与に関し、以下のとおり協定する。

### 第1条（年次有給休暇の計画的付与）

会社は、労働組合との協定の定めるところにより、従業員の有する年次有給休暇のうち、4日分については、次の日に与えるものとする。

月 日、 日、 月 日、 日

2 従業員が保有する年次有給休暇の日数から5日を差し引いた残日数が4日に満たない従業員に対し、その不足する日数の限度で、会社は前項に掲げる日に特別休暇を与える。

### 第2条（本制度対象外の従業員の範囲）

以下の従業員に対しては、この協定の対象としない。

長期欠勤、休職および休業中の者

産前産後休暇中の者

育児休業・介護休業中の者

パートタイマーおよびアルバイト

その他対象外とすることが適当と認められる者

### 第3条（協議事項）

本協定に基づく年次有給休暇の計画的付与を実施するにあたり、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と労働組合で対応を協議し、決定する。

平成 年 月 日

株式会社  
代表取締役社長

株式会社  
執行委員長

労働組合

印

印